

# 茂田眞澄メモリアル 2024 年度『街の灯』支援事業 募集要項

## ■事業の目的(趣旨)

アユス仏教国際協力ネットワーク(以下、アユス)は、1993年の創立以来、貧困・不公正・格差・環境破壊など、平和と人権に関わる問題に取り組んできました。中でも、構造的な視点を持って、困難を抱える人たちを対象とした支援に取り組む、日本のNGOの活動に対して、資金面などで協力を行ってきました。

近年、誰一人取り残さない社会をめざす「持続可能な開発目標(SDGs)」の概念が日本社会でも広く共有されるようになり、国際協力NGOの中からも、海外での活動に加え、日本国内で様々な困難や課題を抱える人たちを対象に新たな取り組みを始める団体が増えています。

アユスでは、こうしたSDGsの概念を尊重し、故茂田眞澄初代理事長が生前に常々口にしていた「光のあたらないところに光を」の理念を活かして、日本の国内外で上記のような「光があたらない」活動に取り組むNGO/NPOに協力するため、2020年度から『街の灯』支援事業を実施しています。

当事業の名称にある「街の灯」は、茂田初代理事長が生前こよなく愛したチャップリンの映画『街の灯』に由来します。自らも世界の片隅を照らす灯りであり続けたいと自身の法名(戒名)に「街灯」という言葉を含めた故人の思いを尊重し、アユスとしてこの理念を継承していくという意味が込められています。また、当事業の原資の大半は、茂田初代理事長が長年住職を務めた浄土宗 勝楽寺(東京都町田市)より頂戴した、故人の葬儀に寄せられた香典寄付が充てられることから、茂田初代理事長の冠支援事業と位置づけて実施しています。

また、支援対象となる事業について、資金面で協力することとどまらず、「支援」する側/される側の関係を超えて、相互に学び合う姿勢を基本に協働で事業を作り上げていきたいと願っています。

## ■事業の概要

2024年度の支援対象となる事業を下記の通り募集します。

募集件数: 2件(3年間の継続的な支援を前提とするもの)

『街の灯』支援事業として、1年で最大6件の支援を行います。毎年2件ずつ新規で募集し、最長で3年間を継続支援することとします。1団体につき1事業のみの支援とします。

支援金額: 1件につき50万円を上限とします。

対象期間: 例年4月から翌年3月までとし、同一事業に対する継続支援は連続3年までを原則とします(継続支援を希望する場合でも、1年ごとに多少簡素化された申請をもとに継続の審査を行います。事業の進展に重大な疑義や課題が生じた場合、既存案件の継続が行われないことがあります)。

決定方法: 当会が実施する1月下旬の選考委員会(理事会)で翌年度の支援先を決定します。

対象経費: 特に指定はありません(事業費でも人件費でも管理費でも何でも使えますが、申請した事業のみに充てることを条件とします)。

## ■支援対象となる事業

「光のあたらないところに光をあてる事業」を支援することを基本として、日本の国内外で行われている下記の3つの視点のいずれかをもとにした事業を支援対象とします。

但し、アユスがこれまで行ってきた国際協力NGO等への支援の継続性を鑑み、グローバルな視点からの問題提起や課題解決に向けた新規あるいは継続中の取り組みで、資金不足で実施が困難な事業を優先的に採択します。

- ① 社会の中で取り残されている人たちに希望の灯をともし活動  
(例：貧富の格差や社会的な不公正をなくす活動、社会的な弱者の自立やエンパワーメントに繋がる活動、等)
- ② 差別・対立・分断をなくし、人権が尊重される平和な社会をめざす活動  
(例：差別を受けて苦しんでいる人たちを支援する活動、ヘイトスピーチに反対し表現の自由を守る活動、他者との相互理解と社会の寛容性を育む活動、等)
- ③ 市民が主体となった持続可能な社会の実現に向けた活動  
(例：①②以外に、市民が主体となって社会の問題を解決するために取り組む活動、より良い社会の実現や環境の保全に向けた新たな制度や仕組み、文化を創造し、市民の参画を促す活動、等)

上記の3つの視点はそれぞれに重なり合う部分がありますが、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）でうたわれている「誰一人取り残さない」という理念を活かして、とりわけ持続可能な社会・地域・人づくりをめざした活動を支援していくことを基本方針とします。

#### ■支援対象となる NGO

上記の支援対象となる事業を実施する、日本国内に本部を置いて活動する市民団体（NGO／NPO 等）とします。組織や事業規模の大小や法人格の有無は問いませんが、2年以上の活動実績を有すること、NPO 法人に準じた民主的な運営と情報公開を行っていること、を条件とします。また、専従職員が1名以上存在し、事務所機能を有することが望ましいと考えます。

#### ■募集期間・応募方法

- ・ 申請受付期間：2023年11月20日（月）から2023年12月11日（月）18時必着
- ・ 原則として、1団体につき1事業のみ応募を受け付けます。
- ・ 応募方法：下記の応募書類をアユス事務所まで郵送もしくは電子メールに添付して募集期間内にご応募ください。必要に応じて事前に電話等でヒアリングを行うことがあります。

#### ■応募書類

- ・ 支援申請書（所定用紙、フォーマットが同じであれば可）
- ・ 直近の活動／会計報告書、および活動計画／予算書
- ・ 初めてアユスに応募する団体は、活動概要が分かる資料を添付してください

#### ■選考方法・結果通知

- ・ 当会の理事等で構成される選考委員会（理事会）での審議で支援先を決定します。
- ・ 一次選考は、アユス事業担当者等による書類選考を行います。
- ・ 二次選考に先だって、必要に応じて Web 会議システムを活用して、アユス事業担当者等と応募団体との間でヒアリングを行う場合があります。
- ・ 2024年1月下旬に開催予定の選考委員会（理事会）にて、二次選考に残った団体から Web 会議システムを活用した短時間のプレゼンテーション及び質疑応答を実施した上で、提出書類、プレゼンテーション等の内容を踏まえて二次選考を行い、支援先を決定します。
- ・ 二次選考後も、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 結果通知：支援先が決定され次第、速やかに通知します。

#### ■支援決定後のスケジュール

- ・ 手続：支援が決定した団体とすみやかに覚書を取り交わします。
- ・ 支援金支払：例年支援が開始される4月末に、指定された郵便振替口座もしくは銀行口座に一括

で振り込みます。

- ・報告義務：支援期間中、中間レポート（9月末）と終了時レポート（3月末）の提出を活動内容が分かる写真データと共に求めます（抜粋した内容を当会のウェブサイトに掲載します）。
- ・継続支援申請：継続支援を希望する場合は、1年ごとに「継続支援申請書」を提出いただき、継続の審査を行います。
- ・完了報告書：支援終了後、1ヶ月以内に完了報告書を提出いただきます。なお、会員総会等で会計報告が確定した際にはご送付をお願いします。
- ・情報公開：原則として、上記の中間・終了時レポートならびに完了報告書の内容を当会のウェブサイトに掲載するなど情報を公開します。

#### ■応募〆切

2023年12月11日（月）18時必着

#### ■選考結果の通知

選考終了後、2024年1月下旬もしくは2月上旬に応募団体宛に通知文書を電子メールに添付して送付します（選考結果に関わる理由等の問い合わせには応じられません）。

#### ■問合せ及び応募書類の送付先

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク「街の灯支援事業」係  
〒135-0024 東京都江東区清澄 3-6-8  
TEL 03-3820-5831 FAX 03-3820-5832 E-mail tokyo@ngo-ayus.jp